農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

資料２

○　都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

農業用ダムの活用

○　大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げること等によって洪水調節機能を発揮。

○　降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

（各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留）

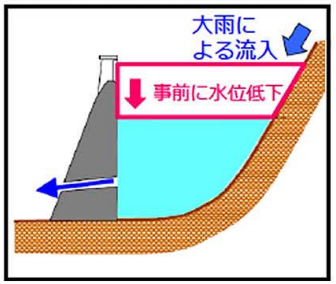

【施設の整備等】
○施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

水田の活用（田んぼダム）

○　田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。

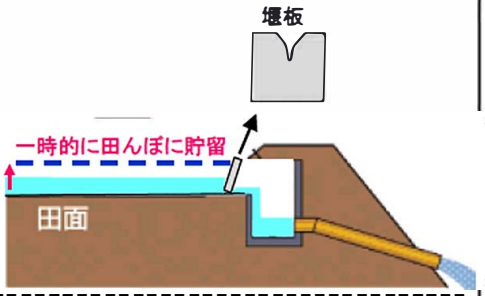

【施設の整備等】
○水田整備、田んぼダムの取組促進

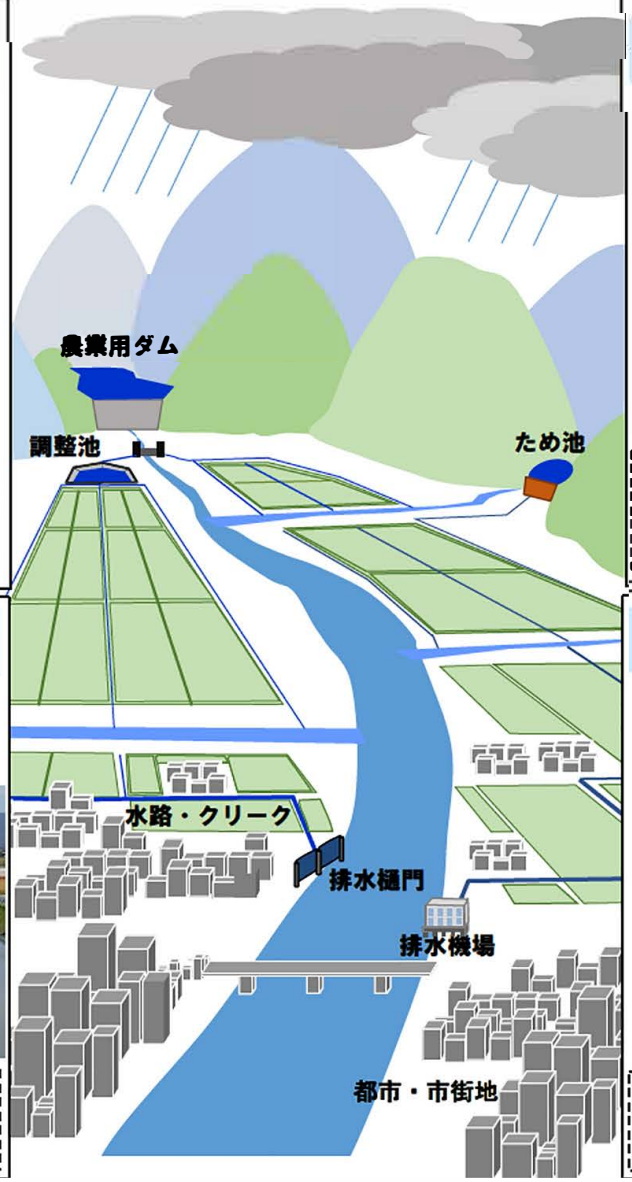

排水施設等の活用

○　農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

【施設の整備等】
○老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

ため池の活用

○　大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。

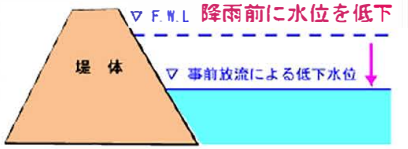

○　農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

【施設の整備等】
○堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

農業農村整備事業における田んぼダムの取組の推進

＜対策のポイント＞
水田の洪水防止機能の発揮によって、河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、あらゆる関係者が流域全体で行う協働の取組である「流域治水」の一環として**水田の雨水貯留能力を高める田んぼダムの取組を推進**します。

＜事業の内容＞

1．田んぼダムの導入に対する支援

＜内容＞
田んぼダムの導入を促進するため、調整活動や畦畔補強等を定額で支援。
【主な助成単価】畦畔補強 14万円/100m、排水口整備 ４万５千円/箇所

＜対象事業＞
農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2．田んぼダムの効果発現に向けた支援

＜内容＞
田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援。

＜対象事業＞
水利施設整備事業（流域治水推進型）

【事業要件】
○ 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
○ 一定割合以上の田んぼダムが導入済み又は導入見込みであること

【対象地域】
①流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
②治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
③地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

＜事業イメージ＞

田んぼダムの取組

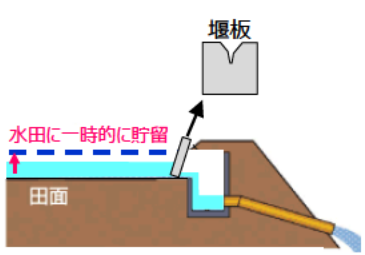

堰板等を設置し、雨水を水田に一時的に貯留

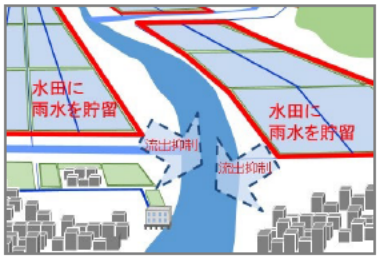

水田に雨水を貯留し
下流への流出を抑制

田んぼダムの導入・効果発現に向けた支援

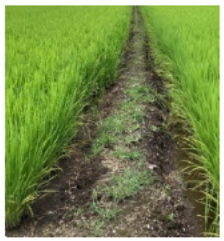

畦畔が痩せ
容易に雨水が流出

畦畔補強を支援

堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留

水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援

排水路の整備

排水機場の整備

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
（令和3年度補正予算額　91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、**農業の高付加価値化**に取り組む地区等を対象として、**農地の整備**を推進します。

＜事業目標＞

○ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）
○ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約８割以上［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地整備事業
地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

２．草地畜産基盤整備事業
畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を実施

３．農業基盤整備促進事業
・畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
・病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土層改良を実施

※ 流域治水対策の推進
田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

※ 実施計画等策定事業
農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大４年間）
水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和７年度まで）

※　下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

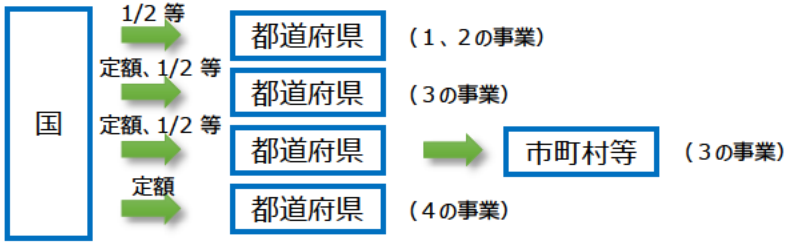

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

（事業前）小規模で不整形な農地

（事業後）大区画化・整形した農地

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
（写真は収穫中のタマネギ）

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業）のうち

水利施設整備事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額　62,717（68,045）百万円の内数】
（令和３年度補正予算額　91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞
農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、**パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化**を図ります。

＜事業目標＞
○ 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○ 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合
（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施

２．基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施
※国営又は県営施設と一体的に行う団体営施設の整備を対象に追加、突発事故復旧事業を同科目に統合

３．農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備

４．脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進

５．戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費　等

６．管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施

７．施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定、資産評価データの整備を実施

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、定額 等 → 都道府県
国 → 1/2、定額 等 → 都道府県
都道府県 → 市町村 等

受益面積：200ha以上　等

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-3502-6246）

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額 62,717（68,045）百万円の内数】
（令和3年度補正予算額　91,533百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備**を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地整備事業

対象工種：**区画整理、農用地造成、農業用用排水施設、農業用道路、暗渠排水等**

附帯事業：機構集積推進事業
（推進費として**事業費の12.5%等**を**全額国費**で交付）
※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収　等

※ 流域治水対策の推進
田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

２．実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**（最大４年間）
※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和７年度まで）

＜主な実施要件＞

事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権を設定**
事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域は５ha以上）**
（各団地：**１ha以上（中山間地域は0.5ha以上）**の**まとまりのある農地**）
事業実施地域の**収益性**が**事業完了後５年以内（果樹等は10年以内）**に**向上**
（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

※　下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

国 →（1/2 等）→ 都道府県

※農地整備事業の場合

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。）

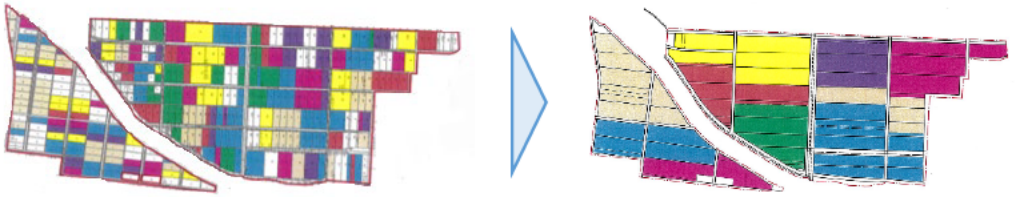

（施工前）　（施工後）

＜農地面積・集団化の考え方＞

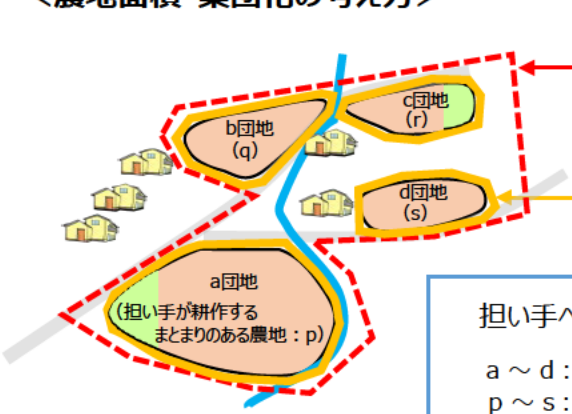

事業実施範囲
農地の合計面積　平　　場：10ha以上
　　中山間等：　5ha以上

各団地の農地
平　　場：　1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率：$\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a ～ d：事業対象農地を構成する団地の面積
p ～ s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
（上図 ■ 着色部）

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【令和４年度予算概算決定額　48,702（48,652）百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（５割以上［令和７年度まで］）

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（６割以上［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金　47,050（47,050）百万円

①　**農地維持支払**

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　**資源向上支払**

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用
※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

２．多面的機能支払推進交付金　1,652（1,602）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村 →（定額）→ 農業者等

＜事業イメージ＞

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外来種駆除

実 施 主 体：農業者等で構成される組織（ ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能 ）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が４割以上を占め、かつ実践活動に構成員の８割（役員に女性が２名以上参画している場合は６割）以上が毎年度参加する場合	草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の１/２以上で取り組む場合	田	400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40

項目		都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	３集落以上または50ha以上	３集落以上または1,500ha以上	４万円/年・組織
		200ha以上	3,000ha以上	８万円/年・組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額　40,725（44,909）百万円】
（令和３年度補正予算額　42,431百万円）

＜対策のポイント＞
地震・集中豪雨等による災害を防止し、**農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進**します。

＜事業目標＞
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積　（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）
・ 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

２．農業用施設等の整備（整備事業）
・ 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
・ ため池の洪水調節機能を強化するための整備
・ 湛水被害が頻発する地域における調査・計画策定、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、定額等 → 都道府県
国 → 1/2、定額等 → 都道府県 → 市町村 等

＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進

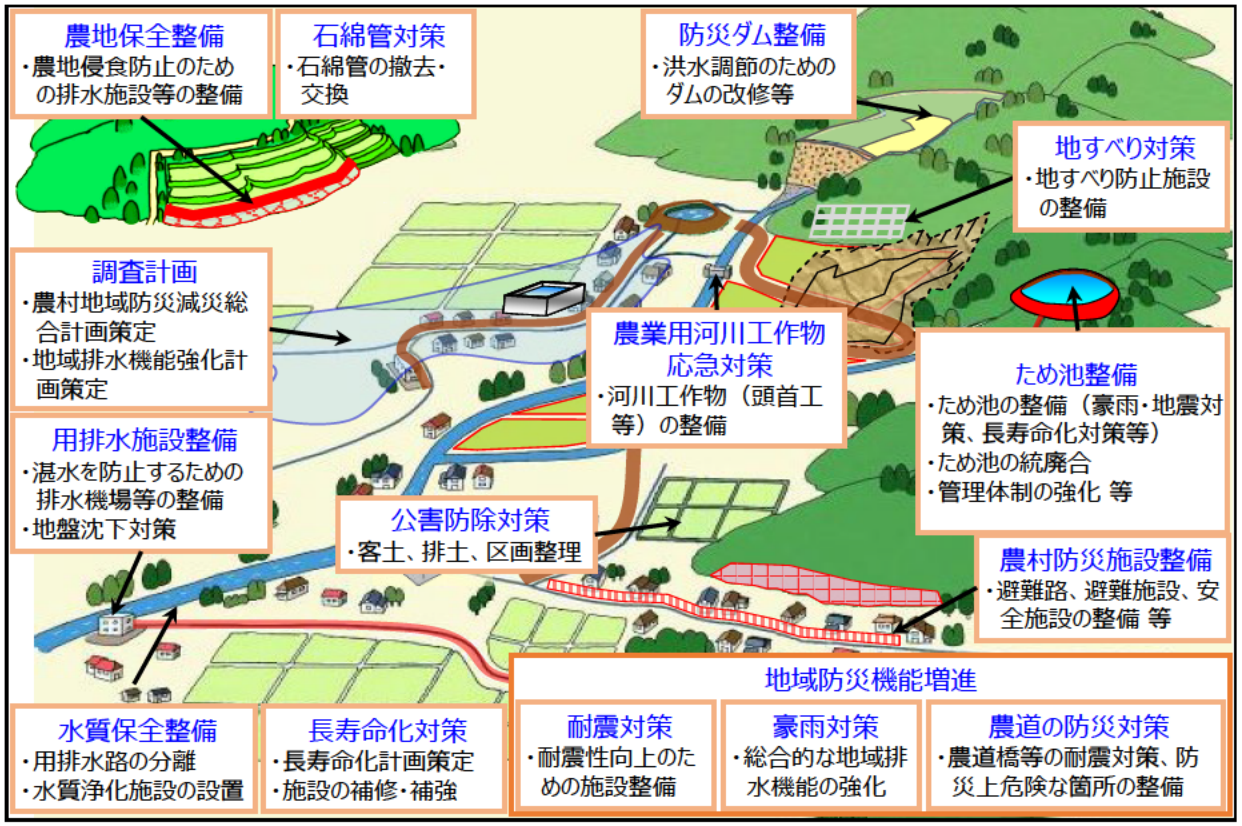

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課（03-6744-2210）

農村地域防災減災事業のうち

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額　40,725（44,909）百万円の内数】
(令和３年度補正予算額　42,431百万円の内数)

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**（令和13年３月まで）における以下の対策を支援します。

１．ハード対策（補助率：50%等）

① ため池の改修、附帯施設の整備等（**総事業費４千万円以上**）

② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの**※」については補助率55%で支援

※　浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。

③ ①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10%以上のもの、**洪水時等における緊急放流が阻害されているもの**等）

２．ソフト対策（定額）

ため池の**劣化状況評価**、**地震・豪雨耐性評価**、管理・監視体制の強化等

＜事業の流れ＞

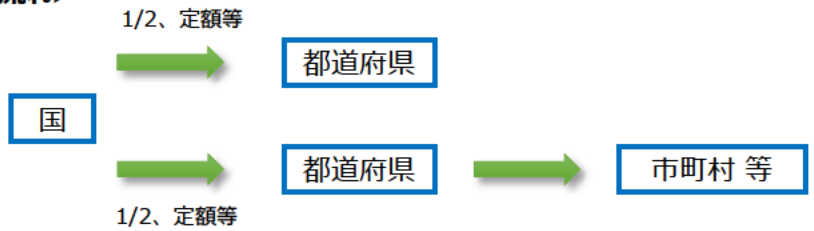

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-6744-2210）

水利施設管理強化事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額　2,086（1,849）百万円】

＜対策のポイント＞
国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1．管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設

2．洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（１．の施設を除く）

【対象経費】

1．一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム

2．特別型（治水協定ダム等）
① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-1363）

国営かんがい排水事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額　105,286（105,511）百万円】
（令和３年度補正予算額　21,255百万円）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給**と**農地の排水改良**を図ります。

＜事業目標＞

○　機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○　更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
○　更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

１．一般型　（実施要件：受益面積3,000ha以上 等）

地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の整備

２．特別型　（実施要件：受益面積500ha以上 等）

- 高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
- 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- 治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
- 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

※下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%　等）

＜事業イメージ＞

● 農業用ダム
河川をせき止め、用水を貯留・調整する施設

● 頭首工
取水堰・取水口等から構成され、河川から農業用水を安定的に取水する施設

● 排水機場
河川や海面より低い土地の水を汲み上げ、安全に地区外へ排水する施設

● 排水路

● 用水路（水管橋）

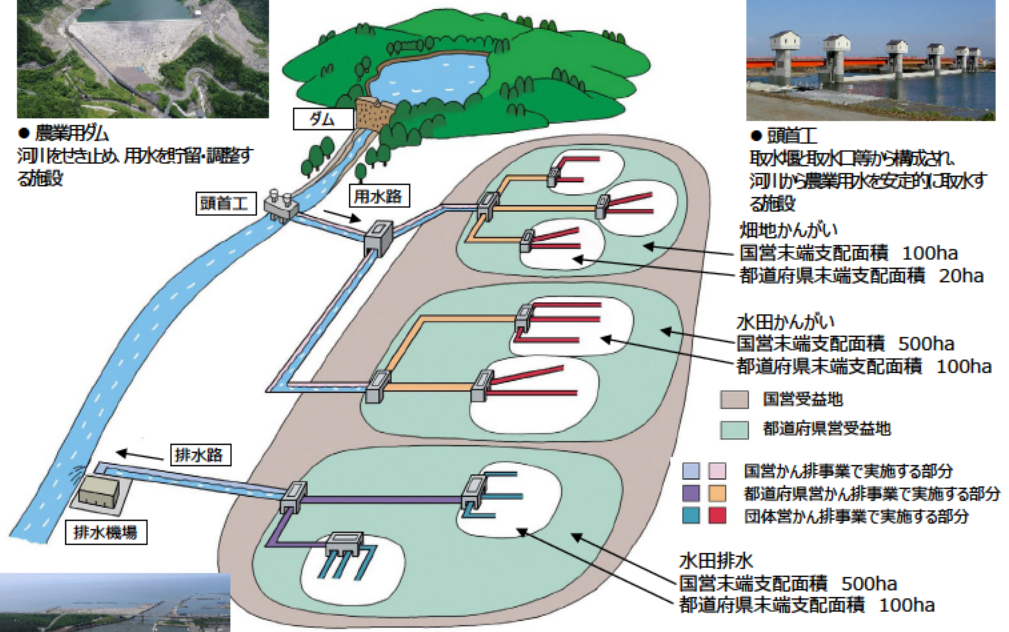

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-2206）

国営総合農地防災事業＜公共＞

【令和４年度予算概算決定額　28,027（25,142）百万円】
（令和３年度補正予算額　4,120百万円）

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積　（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業用用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

２．農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

３．農業用用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用用排水施設の耐震化対策を推進します（農業者の申請によらず国の判断で実施可能）。

４．防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策

大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
［令和12年度まで］

【採択基準】受益面積3,000ha以上、末端支配面積300ha以上　等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省２/３、北海道75%）

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-3502-6430）